

法な葬りをせずに済むよう、個別に葬れる国立墓地は不可欠である。

2. についての理由

戦中に軍の指揮下にあつて死んだ、いわゆる戦死者は240万人と言われる。対中国戦までは勝ち戦であったため戦友により焼かれて多くの遺骨が帰国した。だが太平洋戦争では余裕がなく、戦死者は放置された。そうして全体の約半数、116万人が未だに帰還しない。116万の遺体が1m間隔で並んだ状態を想像しよう。それは1160kmで丁度青森から下関まで達する。

その116万人には海没して回収が絶望的な遺体も含まれるが、多くは主に南方の山野に放置状態であろう。何故か？国にはその回収責任が無いのか。国会での答弁の一例を挙げる。

平成17年(2005)3月9日、衆議院厚生労働委員会、阿部知子委員の質問に対する尾辻秀久厚生労働大臣の答弁の一部

「...ご遺体、ご遺骨を国の責任でちゃんと日本にお連れするという事は、これは当然国家の責任だと思えます」

だが国はその当然の責任を果たさない結果116万もの遺体が放置される。その多くは、非難壕や山野にあり、海底にもある。私共が把握している戦跡の状況を記してみる。

2-1 沖縄の状況

民間人も含め20万人を越える人が戦争の犠牲になつた国内の沖縄県でさえ戦死者の収容は進まない。沖縄県糸満市発行の糸満市史によると、激戦であつた糸満市は、戦後未だに手付かずの未開封壕や不明壕が軍の構築を含め150ヶ所存在する。沖縄全土では1000ヶ所を超えよう。(添付資料「糸満市域の壕・ガマ位置図」参照)

約20名で、山野に分けて不誠実だ。特に戦死者の遺体と遺骨の区別についての回答は、今日までの政府の戦死者に対する、不法・不当な扱いを物語る。中で質問17の答弁は、前記した川内博史議員同席の元で守る会に自らの非を認め、戦死者の扱いについては正回答を行った経過を覆すもので許しがたい。

2-2 フィリピン・レイテ島の状況

フィリピンのレイテ島は8万人の旧日本軍が犠牲になった。しかし、帰還できた遺体は僅か1万5千人に過ぎず、6万5千体が今もジャングルなどに放置のまま。農業や家の改築、道路工事などで発見される遺体は多い。

この件の申立人永田勝美は、レイテ島の連隊から帰還し、今はただ一人の生存者です。戦後50年の1995年、ピリヤバ・パリティ地区を訪れ、以来、私ら守る会とレイテ島の方々の付き合いが続く。10余年の間に30回以上訪れ、数十体の遺体を回収した。

2005年9月には米軍上陸地点のパロ町で、防空壕発見のための電気探査を行った。(別紙添付資料)

その結果数箇所に未開封防空壕が認められ、厚生労働省に報告済みだが、未だに動く気配はない。

2-3 パラオ共和国の状況

守る会がパラオ共和国ペリリュー島を訪問したのは2004年1月だ。(別紙添付資料毎日新聞2004年1月28日)

多くの戦死者が放置されている情報を会のメンバーから聞いた。ペリ

リュー島では1万数千人が戦死し、今でも数千人の戦死者が放置されている。州知事に面会を求め、同島の状況の報告をもつた。それによると未発掘の壕が100ヶ所以上ある、とのことだった。早速日本政府に報告し、防空壕調査を依頼しているが、動く気配はない。

2-4 海没した戦死者の状況

30万人以上といわれる海没した戦死者に対する政府の扱いはどうであろう？

1973年から沈没した日本軍艦を水中撮影しながら、戦死者の収容を続けている坪本公一氏は、発行した写真集の中の「ヘドロに覆われて朽ち果てた船」の中に死者の姿がある。海没した戦死者について、日本政府の見解は、遺体(遺骨)の尊厳が保たれているからと官僚に都合のいい見解を示し、陸地と同様放置したままだ。

以上、旧日本軍戦死者の遺体が、国の内外を問わず放置され、無惨な状況を記したが、このような結果になっている原因は一体何故であろうか？

それは、戦死者の遺体捜索・回収について何故法的定めが無く、その職務を帯びた公務員が未だにこの国には一人も居ないためである。一体法律はどうなっているのか？

厚生労働省設置法第四十条の第五項「旧陸海軍の残務整理に関する」とが任務だが、この条文は事務的な残務をさすものと解釈され、「戦死遺体の捜索回収」を含むとは到底解されない。従って厚生労働省の援護企画課外事室は事務職の男女

の遺骨の速やかな収容、送還並びに墓地維持のため、万全の対策を樹立し、実現を図るべきである」とした。その後も本会議にもかけたが不明だが、参議院にはそのような決議が無く法的な拘束力がない。決議に反して、「遺骨の速やかな収容を実現すべき万全の対策」は立

て、未だに116万の遺骨が放置される。昭和27年(1952)10月23日吉田内閣が次の閣議了解をした。(閣議決定ではない)

「戦死者遺骨収集は国の責任」と言いながら、それがどの省庁の任務なのか？明確な法律が無い。しかし遺族団体などの求めで、昭和27年の前記遺骨収集を前例として以後厚生労働省が担当してきたのであろう。現状は以下のとおりである。

戦死者の遺骨は米軍も追跡を諦めたような山野にあり、その発見までが大変な労苦である。その捜索は相応の装備をした登山隊がレーンジャー並みの部隊が望ましいが、厚生労働省にはそのような人たちは居ない。遺族や生存戦友などが度々現地を訪れて住民と親しくなり、遺骨のあり場の情報を得て確認し、帰国して厚生労働省に収集を要請する。その翌年に事務職2、3人を「厚生労働省の遺骨収集集団」と称して派遣し、労務は現地人を使って回収する。かくして未だに百万を越す遺体が帰還しない。過去は取り戻せないが、今からでも法律で戦死者遺骨の捜索回収を立法し、体制を作って遅れを取り戻すべきである。

具体的には厚生労働省設置法第四十条第五項で「旧陸海軍の残務整理に関する」とあるのを「旧陸海軍の残務整理及び戦死者遺骨を捜索回収し遺族等への返還あるいは国立墓地等への埋葬に関する」と改めるのが一法であろう。

この閣議了解は、読んだら「昭和27年11月の調査特別委員会での海外諸地域等に残存する戦死者遺骨の収容及び送還等に関する決議で、...戦没した同胞の遺骨が未だ収容されず、遺族の心情：国民感情上忍び難い。よって政府はこれら同胞

の遺骨の速やかな収容、送還並びに墓地維持のため、万全の対策を樹立し、実現を図るべきである」とした。その後も本会議にもかけたが不明だが、参議院にはそのような決議が無く法的な拘束力がない。決議に反して、「遺骨の速やかな収容を実現すべき万全の対策」は立て、未だに116万の遺骨が放置される。

昭和27年(1952)10月23日吉田内閣が次の閣議了解をした。(閣議決定ではない)

「戦死者の遺骨は米軍も追跡を諦めたような山野にあり、その発見までが大変な労苦である。その捜索は相応の装備をした登山隊がレーンジャー並みの部隊が望ましいが、厚生労働省にはそのような人たちは居ない。遺族や生存戦友などが度々現地を訪れて住民と親しくなり、遺骨のあり場の情報を得て確認し、帰国して厚生労働省に収集を要請する。その翌年に事務職2、3人を「厚生労働省の遺骨収集集団」と称して派遣し、労務は現地人を使って回収する。かくして未だに百万を越す遺体が帰還しない。過去は取り戻せないが、今からでも法律で戦死者遺骨の捜索回収を立法し、体制を作って遅れを取り戻すべきである。

具体的には厚生労働省設置法第四十条第五項で「旧陸海軍の残務整理に関する」とあるのを「旧陸海軍の残務整理及び戦死者遺骨を捜索回収し遺族等への返還あるいは国立墓地等への埋葬に関する」と改めるのが一法であろう。

この閣議了解は、読んだら「昭和27年11月の調査特別委員会での海外諸地域等に残存する戦死者遺骨の収容及び送還等に関する決議で、...戦没した同胞の遺骨が未だ収容されず、遺族の心情：国民感情上忍び難い。よって政府はこれら同胞

先ずる周到な意図があつた。厚生労働省は身元が判明して遺族に渡せない遺骨の発生を極度に嫌う。既に述べたように名を標記して葬れる国の墓地が無く、その遺骨の持つて行き場が無いからである。そこで戦死者遺骨のDNA鑑定を「DNA鑑定を行う目的が遺骨を遺族に返還することに限られること」として実施になつた。つまり遺族が「遺骨の受け取りを望んだ場合のみ実施する」事として鑑定する必要があり、鑑定書の申請書には判明した場合の遺骨引取り人を記入しなければならぬ。また、その鑑定を殆んどシベリア方面の遺骨に限って行おうとしている。確かに今や南方からの遺骨は五体揃つたものは稀である。だが頭蓋骨は一体とし、その地域での死者の遺族らが推定できれば鑑定すべきで、遺骨の一部を検体として採取すべきである。(別添聖教新聞)

シベリア方面では収容所毎に死者の名簿があり、その遺族も判明している。回収した遺骨群のDNAと遺族群のDNAを対照すれば大部分の遺骨の身元が判明する筈である。既に数千の遺族に鑑定可能である旨の通知をした。そうだが、今や残念ながら1ページの1-3で述べたように遺族の様々な事情がある。戦死者の実家は既に無く姉妹が生存するが、遠隔地に嫁いだ身で遺骨を受けられないとか、甥姪、孫の代になり関心が希薄であったり、大都市では墓地事情が深刻で「葬り場が無いので国で」等である。遺族らは千鳥ヶ淵墓苑の無惨さを知らない。数千の遺族に鑑定の通知をした結果、遺骨受取人を記して鑑定の検体(口中の唾液をつけた綿棒)を提出したのは全体の約16%である。

遺骨のDNAは全て調べられるが、遺族群の検体が少なれば肯定される遺骨も判定の確度が劣り、大部分の遺骨は鑑定対象に恵まれず、「未調査」のまま「身元不明」にされる。嘗て、兵士らが戦死の場合に備えて認識票と呼ぶ番号を打つた小さな金具板を首から下げていた。番号を原簿と照らして身元を確認する。だが太平洋戦争では終戦時に原簿でその原簿が処分され、今や認識票で身元判明することは無く、DNA鑑定が期待される。遺骨のDNAを調べるのは認識票の番号を読み取ることに相当し、遺族側のDNAは原簿に相当する。遺骨を受け取る意志の無い遺族のDNAは調べないとは、原簿から抹消し対照しないことに相当する。遺族に渡せない遺骨は全て身元不明にされる。

このようになってしまふ元を辿ると国に名を標記して葬れる墓地が無いからである。戦没遺骨のDNA鑑定について遺族に通知する時は、決して遺骨の引取りを条件にせず、事情があつて遺骨を受けられない場合は名を標記して国の墓地に葬ること。又は1ページに述べた出身地の市町村により葬られることを約すべきである。それは単なる通知でなく「戦死者遺体の身元調査に関する協力要請書」のように標記し、国が遺族に検体の提供を願うべきである。

また、戦没遺体から採取した検体は貴重なものであり、安易に廃棄してはならない。仮に死者の

孫まで鑑定対象になるとし、80歳代になるまでを考えると今後50年は保管すべきである。

前首相は「戦死者に追悼の誠を」と靖国神社に賽銭を投じて論議を浴び、外交も損ねた。新首相は「美しい日本」を標榜するが、戦後60余年、あの世の戦死者240万人はこの国を恨み続ける。恥ずかしい国柄で、このままでは到底「美しい日本」ではない。

1. 千鳥ヶ淵墓苑への違法な納骨停止と国立墓地造成

2. 116万未帰還遺体の回収促進のための立法

まとめ

1. 千鳥ヶ淵墓苑への違法な納骨停止と国立墓地造成

2. 116万未帰還遺体の回収促進のための立法

3. 帰還遺骨のDNA鑑定実施態様を改めることについて救済的裁定をお願いします。

添付資料：参考のため左の資料を添付します

(1) 戦死者らの有様

(2) 千鳥ヶ淵墓苑の沿革と違法な現状

(3) 戦死者、未帰還遺体の扱い、日本の違い

(4) わが国の戦死者墓苑

添付資料

(5) 千鳥ヶ淵墓苑に関する遺骨の違法な扱い

(6) 国会で質疑応答の経緯

(7) 新聞のコピー(コラムなど)

(8) 新聞のコピー(朝日・毎日・聖教新聞1973年・平和の灯9号)

(9) 糸満市域の壕・ガマ位置図

(10) 沖縄で戦死者の不法な扱い(毎日新聞)

1. 千鳥ヶ淵墓苑への違法な納骨停止と国立墓地造成